

執筆者:

E-mail✉ [吉本 祐介](mailto:kyokubo@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [Jeanne Elisabeth Donau¹](mailto:jeanne.donau@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [Aditya Prio Prabowo¹](mailto:aditya.prio@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [Yuki Nur Palupi Tresnaningtyas¹](mailto:yuki.palupi@nishimura-asahi.com)

インドネシア政府は、ハラール認証義務化の第1段階として、食料及び飲料についてハラール認証を義務化しています。インドネシア政府は、この度、第2段階として、ハラール製品保証の実施に関する2021年政令第39号に基づき、化粧品、医薬品、着用・使用可能な商品（ヘッドスカーフやベールなどのアパレル、調理器具、動物成分を使用又は含有する生活用品など）等、インドネシアで輸入、流通及び取引される製品を対象にしたハラール認証義務化を実施しました。

特定の製品にハラール認証を付与する前に、所轄官庁は、その製品がハラールの原則に適合していることを確認します。ハラール認証には有効期限が設定されており、認証更新の際には再確認が必要となります。

当局からハラール認証を取得するためには、事業者は、ハラールの要件とハラール認証に適用される規制の両方を理解する必要があります。例えば、商品やサービスがハラール製品として認められるために充足する必要があるハラールの要件や、ハラール認証の検証プロセスにおいて完成品の原材料、添加物、副資材がどのように評価されるかを知る必要があります。認証プロセスや規制要件について十分な知識がなければ、ハラール認証に準拠することによる潜在的な財務的影響を評価・定量化することは困難です。

インドネシアで消費されるハラール製品の多くが輸入品であるという懸念が高まる中、ハラール認証は、インドネシア国内のハラール産業を後押しするインドネシア政府の取り組みの1つとなっています。ハラール産業の発展は、同国の経済成長をさらに加速させるものと期待されています。

主な分野としては、ハラール食品・飲料、ムスリムファッション、ハラール観光、ハラールメディア・娯楽、ハラール医薬品・化粧品などが挙げられ、今後さらに活発化すると予想されています。

なお、2021年12月にインドネシア証券取引所は、環境・社会・ガバナンス(ESG)スコアが最も高い上場企業をリストアップした新しい指標(ESG Sector Leaders IDX Kehati)を制定しました。この指標はハラール認証を必須条件としていませんが、一部の企業は自社製品がハラール認証を受けていることを明確に表明しています。投資家に対して、さらなるセールスポイントを提供することが期待されているようです。

ハラール認証の義務化について、また、インドネシアで生産・販売している製品がハラール認証の対象となるかどうかご興味のある方は、ぜひお問い合わせください。

¹ 提携事務所所属

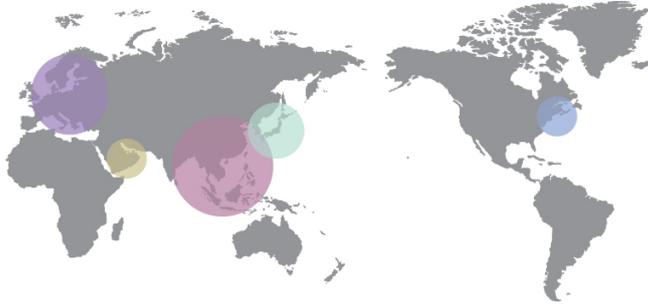
本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
臼杵弘宗
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣
舞田靖子

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内: シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

Last updated: 2022.1